選択的夫婦別姓制度

1班

秋山　理乃　　小川　泰平

川島　滉生　　清田　久由季

工藤　大輝　　久保田　真衣

　　　　　　　　2021/05/13

　目次

1. 選択的夫婦別姓制度とは
2. 選択的夫婦別姓に賛成する理由
3. 選択的夫婦別姓に反対する理由
4. 結論

選択的夫婦別姓制度とは　　　　文責：秋山

【選択的夫婦別姓制度と日本における姓の歴史】

選択的夫婦別姓制度とは、「夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度」[[1]](#endnote-1)である。しかし、現在は結婚するときすべての夫婦が同じ姓を名乗らなければならない。そこで、姓とは何であるか、どのようにして今のような姓の制度となったのかを挙げる。

姓は、苗字・名字や氏とも言い、（姓と苗字・名字、氏という言葉は本来別々の意味を持つが、現在はほぼ同じ言葉として使われている）、明治時代以降は、「氏」として戸籍に管理されている。

古代において「氏」とは、男系祖先を同じくする士族集団を指していた。中世になると、貴族や武士の間で、血縁集団を区別する氏とは別に、家族集団を区別するための苗字が一般的に広まった。

明治時代になると、まず1870年平民苗字許容令が出された。それまで身分的特権であった苗字の公称が、平民に認められたのである。次に1872年に壬申戸籍が編纂され、戸籍に登録する「氏」が定められることとなる(多くの戸主が苗字を以てした)。そして、1875年に平民の苗字の公称が義務付けられた。翌年、妻が夫の家を相続する場合を除き夫婦別氏と定められたが、これに対しては、「庶民の生活実態に合わないなどの理由(社会生活上、嫁ぎ先の苗字を使うこともあった)で、地方から疑問や批判も出た」[[2]](#endnote-2)。家制度の採用によって1898年に「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と規定され(明治民法746条)、夫婦同氏の制度が確立した。

戦後、家制度は廃止されたが、夫婦同姓などの氏の制度は残された。現行法では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」(民法750条)と規定されている。

【選択的夫婦別姓制度の現状】

　なぜ選択的夫婦別姓制度が求められるようになったのか。その大きな背景として女性の社会進出がある。既述のように、現在は結婚に際してどちらかが相手の姓に合わせなければならない。しかし、現実には女性が姓を改める例が大半であり、女性の社会進出に伴い、改姓による社会的な不便・不利益が指摘されているのである。また、一人っ子同士の結婚のような場合に、代々受け継いできた姓を大切にしたいと考える人が増えていることから、姓を変えることが結婚の障壁となる場合がある。

　どちらも姓を変えないことを望む夫婦には、事実婚が有力な選択肢となる。事実婚とは、「『結婚している』という意識を当事者はもっているが、婚姻の届出をしていないために、法律上は婚姻とされない共同生活をしている状態をいう」[[3]](#endnote-3)が、住民票に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載することで、書類として自治体などに証明することができる。また、法律婚の夫婦と同じように扶養義務や貞操義務が発生し、相手の生命保険に入ったり年金受取人になったりすることができる。しかし、配偶者控除が受けられなかったり、子どもが非嫡出子になってしまったりするなどのデメリットがある。そのため、法的に夫婦と認められ、かつ結婚後も結婚前の姓でいられる本制度を求める意見がある。

　法務省において、平成3年から婚姻制度等の見直し審議を行い、平成8年に本制度を提言する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申している。この答申を受け、平成8年および平成22年に改正法案を準備しているが、国民各層に様々な意見があることから、国会提出には至っていない。令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画においても、夫婦の姓に関する具体的な在り方に関し、更なる検討を進めることとされている。[[4]](#endnote-4)

「家族の法制に関する世論調査(内閣府)」平成29年

法務省：選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)について　2021年5月1日閲覧<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>

坂田聡『苗字と名前の歴史』吉川弘文館、2006年

日本大百科全書(ニッポニカ)

【世界の姓制度について】

それでは、各国の夫婦の姓制度はどうなっているのか。夫婦同姓が義務付けられているのは、先進国では日本だけといわれている。多様な選択肢が世界の主流であることは確かである。しかし、別姓を認める国でも多数の夫婦が夫の姓であることもあり、また苗字の仕組みもさまざまであるため、実態は国によって異なる。

<東アジア>儒教文化圏では血縁意識が強く、別姓が多い。

中華人民共和国・・同性、別姓、複合姓から選べる

韓国・・別姓。子は父の姓を名乗ることとされていたが、2005年改正により夫婦協議の上母の姓を名乗ることも可能に

北朝鮮・・婚姻時の姓の規定はない

<東南アジア>

フィリピン・・現在は別姓も可能。2010年以前では妻は夫の姓を用いるか、ミドルネームに加えるか、夫のフルネームにMrs.を加えるかの選択であった

マレーシア・・婚姻時に姓が変わらない

インドネシア・・別姓。通称として夫の姓を名乗ることも多い

ベトナム・・別姓。父系名を名乗る

タイ・・同姓と別姓の選択。2003年以前は妻が夫の姓を名乗ることとされていた

<南アジア>

インド・・婚姻時の厳密な姓の規定はない

パキスタン・・別姓または夫の姓

<中央アジア>

ほとんどの国で同姓、別姓、複合姓を選択できる。

<西アジア、北アフリカ>

アラブ諸国では、イスラム教徒の女性は伝統的には婚姻時に改氏しない。

<西ヨーロッパ>

イギリス・・同姓、別姓、複合姓から選択(法律による規定はない)。伝統的に妻が夫の姓を名乗ることが多い

フランス・・婚姻しても本姓名は変わらない。大半の女性が夫の姓を名乗る

オランダ・・同姓、別姓、複合姓から選択。同じ両親から生まれた子どもは同じ姓にする必要がある

ドイツ・・夫婦の姓を定めない場合、別姓

スイス、オーストリア・・原則別姓。2013年までは、原則夫の姓、決定がある場合は妻の姓を称するとされていた

<南ヨーロッパ>

イタリア・・同姓、別姓、複合姓から選択

スペイン・・父方、母方の二つの姓を持ち、婚姻時の改姓の規定はない

ポルトガル・・別姓、複合姓から選択

<北ヨーロッパ>

姓選択に際し自由度の高い国が多い。同姓、別姓、複合姓、創氏(新しい姓をつくる)、配偶者の名をミドルネームにするなどがある。

<アメリカ>

アメリカ合衆国、カナダ・・婚姻関係の法は州ごとに定められている。アメリカ合衆国では1970年代から選択的夫婦別姓が認められ、他にミドルネームなど概ね5つの選択肢がある

ブラジル・・同姓、別姓、複合姓から選択

コロンビア、ペルー、チリ・・別姓または婚姻時に女性が改姓

<オセアニア>

ニュージーランド、オーストラリア・・同姓、別姓、結合姓から選択

<アフリカ>

婚姻時改姓しないか、選択可能な国が多い。伝統的に夫の姓に合わせる国もある

夫婦同姓が定められていたが、のちに選択的夫婦別姓を認めた国も多い。例えばドイツでは、長らく妻が夫の姓の姓とするのが一般的であった。1970年の法改正によって夫と妻どちらの姓も選択できるようになったが、決まらない場合夫の姓とするという条件付きであった。これを男女平等ではないとして1990年代に連邦憲法裁判所がこの条文を無効とし、現在の「夫婦の姓を定めない場合、別姓」という選択的夫婦別姓制度となっている。

参考文献

[夫婦別姓 - 各国の状況 - Weblio辞書](https://www.weblio.jp/wkpja/content/%E5%A4%AB%E5%A9%A6%E5%88%A5%E5%A7%93_%E5%90%84%E5%9B%BD%E3%81%AE%E7%8A%B6%E6%B3%81#cite_note-giji20100218-872)　2021年5月2日閲覧

世界の非常識！？日本は未導入「選択的夫婦別姓制度」を考える　otekomachi.yomiuri.co.jp　2021年5月2日閲覧

選択的夫婦別姓に賛成する理由　文責：工藤

1. 民法750条の規定は違憲である

民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定し、夫婦同姓を定めている。

1. 民法750条は憲法24条１項に違憲である

憲法24条「①婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及びに家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

憲法24条の立法上の指針

⇨両姓の実質的平等が図られること、婚姻精度の内容によって婚姻することが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分配慮した法律の制定を求めるもの。

a）姓＝人が個人として尊重される基礎。その選択は個人の生き方、家族のあり方に委ねられるべき。

　⇨性を変更することは個人が築いた業績，実績，成果などの連続性を失わせ，これらの法的利益にも影響を与えかねないとともに，氏を変更した者に対してアイデンティティの喪失感をもたらす。

夫婦別氏を選択することの利益は，人格的利益として尊重されるべきものであるところ，民法750条の規定は，夫婦同氏に例外を許容せず，人格的利益を侵害するものであるから，憲法２４条が明示する立法上の指針に反しており、違憲である。

b）民法750条は形式的には婚姻後の夫婦がいずれの姓を称するかについて、夫婦となろうとする者の間の協議による選択に委ねている。しかしながら、大多数の夫婦が夫の姓を称することを選択している。

したがって、民法750条の規定は妻に対してのみ氏の変更を強制するものであって，婚姻における両性の実質的な平等が保たれているとはいい難いから，本件各規定は，憲法２４条が明示する立法上の指針に反しており、違憲である。

1. 民法750条は憲法14条１項に違憲である。

憲法14条１項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

「婚姻後も夫婦別氏を希望する」という信条を有する者に対しても一律に姓の統一を求めることは，結局，そのような者から婚姻の自由を奪うという重大な不利益を課すことを意味し，信条による差別的な取扱いであって，憲法１４条１項に反する。

参考：令和２年10月23日東京高裁控訴審全文

1. 通称使用では社会的不都合が多い

夫婦同氏制度の下でも，婚姻前の氏を通称として使用することは許容されているため，氏の変更を希望しない妻が，法律婚をして戸籍上の氏を変更したとしても，婚姻前の氏を通称として使用することによって，戸籍上の氏の変更に伴って生じる不利益を一定程度は緩和し得るとされている。

しかしながら，現在，通称の使用は，便宜上許容されているのみであって，法制度として確立しているものではないため，戸籍上の氏と通称として使用する氏が異なることによる社会生活上の様々な不都合が生じている。

⇨ex）・会社の人事上の書類等において，戸籍上の氏と通称として使用する氏の両者を併記することによって，事務処理が煩雑となり，手続上のミスが発生する原因となっていること

・パスポートに両者を併記することによって，出入国の際に，パスポートの偽造等の違法行為を疑われる場合があること，

・本人確認の際，証明書類に通称として使用する氏を表記している場合，それが戸籍上の氏と異なることを説明するために自身が事実婚の状態にあるというプライバシーに関する情報を不必要に開示しなければならないこと。

夫婦別姓制度が認められないために、これほどの不都合が生じているのであり、これらの問題は夫婦別姓制度が認められれば、解消されるものばかりである。

1. 子どもの姓はそれほど問題ではない

選択的夫婦別姓制度に反対する意見の一つに、別姓夫婦間の子どもの姓をどうするのかというものがある。しかし、それはあらかじめ制度化していればよいだけの話で、実際に、平成８年の法制審議会の答申では、婚姻の際に、あらかじめ子どもが名乗るべき姓を決めておくという考え方が採用されており、子どもが複数人いる場合には、子どもは全員同じ姓を名乗ることとされている。

また、平成８年の法制審議会の答申によると、別姓夫婦の子どもは、未成年であれば特別の事情の存在と家庭裁判所の許可、成年に達した後であれば家庭裁判所の許可があれば姓の変更が認められることになっている。

⇨子どもに姓の選択権がないわけではない。

選択的夫婦別姓制度において、子どもの姓はそれほど問題ではない。

平成８年の法制審議会の答申<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_960226-1.html>　（2021年５月２日にアクセス）

選択的夫婦別姓に反対する理由

文責：川島、清田

# １．民法 750 条は違憲か

（ⅰ）憲法１３条との関係

姓は、個人の呼称としての意義があり、名とともに、社会的に個人を識別し、特定する機能を有するので、自らの意思のみに基づいて自由に定めたり、改めたりすることを認めるのは本来の性質に沿わず、ある統一された基準に従って定められ、又は改められるとすることが不自然な扱いとはいえない。よって、姓に、家族の呼称として意義があることを考慮すれば、姓が、親子関係などの一定の身分関係を反映し、婚姻を含めた身分関係の変動に伴い改められる可能性があることは、その性質上予定されている。従って、婚姻の際に姓の変更を強制されない権利は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容ではない。以上より、憲法１３条に違反しない。

（ⅱ）憲法１４条１項との関係

憲法１４条１項は、夫婦が夫又は妻の姓を称するものとしており、夫婦がいずれの姓を称するかを夫婦となろうとする者に委ねているのであり、その文言上、性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、夫婦同姓自体に男女間における形式的な不平等は存在しない。よって、現実には、96％の夫婦が婚姻後に夫の姓を使用しているものの、憲法

１４条１項に違反するとはいえない。

（ⅲ）憲法２４条との関係

1. ２４条１項憲法２４条１項は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の姓を称することを定めたものであり、婚姻についての直接の制約を定めたものではない。よって、民法 750 条が、婚姻について憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものとは言えない。

1. ２４条２項

憲法２４条２項は，具体的な制度の構築を国会の立法裁量に委ねるとともに、その立法の際には、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきである、と立法に制限を加えている。そして、２４条が、本質的に様々な要素を検討して行われるべき立法に制限を設けていることからすると、憲法上保障される人格権を不当に侵害せず、かつ、両性の形式的な平等を保ち、そのうえで人格的利益をも尊重し、両性の実質的な平等が保たれるように図り、婚姻制度の内容により婚姻が事実上不当に制約されないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点においても立法に限定的な指針を与えるものといえる。

# ２．旧姓の通称使用拡大

確かに、改姓によるアイデンティティーの喪失や、キャリアの断絶を感じる人もいるだろう。しかし、それは企業などにおいて旧姓の通称使用が認められるのであれば、少なからず緩和され得る。現状、約５割の企業が旧姓の通称使用を認めているうえに、それらの企業の中で、改姓経験者が旧姓を使用している割合も高いとはいえない状況にある。なので、本制度導入に費やされる時間と労力、さらには導入後に引き起こされると想定される社会的混乱も鑑みれば、本制度の導入が得策であるとはいい難い。

# ３．子の姓についての問題

本制度を導入した際に、別姓夫婦間の子の姓について、規定が明確ではない。1996 年の民法改正要綱においては、別姓夫婦間の子の姓は、父母が婚姻時に予め届け出た姓を名乗る、つまり、基本的には子の姓を統一するという提案がなされている。しかし、婚姻したら子を産むことを前提にして、婚姻時に子の姓を届けさせるのは問題なうえ、親の再婚などの理由により、兄弟姉妹で姓が異なるケースが現に存在するため、それを統一させなければならないのも不自然である。また、当初は、いずれかの親の姓で、ある一定の年齢に達したら子が自らの意思のみに基づいての変更を可能にしたとしても、１の（ⅰ）で述べたように、姓を自らの意思のみに基づいて自由に変更することは本来の性質に反する。よって、この問題については、何らかの納得できる規定を設ける必要がある。

参考文献

副田隆重・浜村彰・棚村政行・武田万里子（2020）『ライフステージと法』有斐閣 野中俊彦・江橋崇編（2020）『憲法判例集』有斐閣

内閣府男女共同参画局「旧姓使用の現状と課題に関する調査報告書」

[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname\_h28\_04.pdf （](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname_h28_04.pdf)アクセス日：2021/５/１）

レジュメ編集責任：久保田真衣

〈結論〉

文責：川島、久保田

多様性の重視や、男女間の本質的平等という観点から、本制度の導入が叫ばれているが、社会的混乱を招く恐れや、手間を考慮すると、現実的には導入は容易ではないこともまた事実である。

1. [↑](#endnote-ref-1)
2. [↑](#endnote-ref-2)
3. [↑](#endnote-ref-3)
4. [↑](#endnote-ref-4)